

菊池市学校規模 適正化審議会から 答申書提出



答申書を提出する明石会長（右）と久川教育委員長（左）

菊池市教育委員会は、昨年6月19日付けで、菊池市学校規模適正化審議会に「菊池市立小中学校の学校規模および通学区域の適正化について」諮問をしました。

その後、審議会で慎重な審議が重ねられた結果、4月20日に審議会の明石会長から久川寛實教育委員長に答申書が提出されました。

菊池市学校規模適正化審議会とは

菊池市学校規模適正化審議会とは、菊池市教育委員会からの諮問事項について、調査・審議するため設置された諮問機関です。

審議会委員は、学識経験者や区長会代表、菊池市PTA協議会代表など20人で組織されています。

審議会からの答申と要望

審議会からの答申内容として、「複式学級を有する過小規模校の解消を最優先とすること」を基本とし、市立小学校14校のうち、「水源小学校、迫水小学校、龍門小学校」の3校を「菊池北小学校」に、また「河原小学校」を「隈府小学校」に編入するよう求めています。

市立中学校の5校については「現時点で過小規模校がない」ために審議されませんでした。

また、要望として「答申内容の早急な実施」「地域コミュニティの枠組みを尊重する」「保護者、地域住民と十分話し合い、行政の説明責任を果たす」なども加えられています。

教育委員会の取り組み

教育委員会としては、菊池市学校規模適正化審議会の答申内容を尊重しながら、市役所内の協議体制を整え、学校規模適正化基本計画の素案を作成します。

そして、市民の皆さんに対し素案の周知を図るとともに、保護者・地域住民などへの説明会を開催して理解と協力を得ながら、基本計画の正式決定へ向け取り組んでいきます。

今後とも地域において、児童・生徒の減少が続くことが予想される中で、「将来の菊池市を担う子どもたちのため、良好な教育環境を整え、教育効果の向上を図るにあたり、適正な学校規模をどうしたらよいか」、これから市民の皆さんと一緒に考えたいと思いますので、ご協力をお願いします。

人権擁護委員制度をご存じですか

～6月1日は「人権擁護委員法」が施行された日です～

昭和23年に政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である「人権擁護委員制度」が誕生しました。

人権は、人が人として幸福な人生を送る上で最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

現在、菊池市には市長から推薦されて、法務大臣が委嘱した14人の人権擁護委員が活動しています。

人権擁護委員はいつでもあなたの相談に応じてくれます。

菊池



星野彰子
赤星1093
☎ (25) 3792



岩崎義郎
木柑子439
☎ (24) 3178



高山和子
豊間197-1
☎ (24) 1465



谷 民夫
四町分3430
☎ (27) 0224



城 眞千代
袈裟尾1063
☎ (24) 0630

七城



緒方宣治
七城町蘇崎163-1
☎ (26) 3135



佐々龍一
七城町新古閑539
☎ (24) 3610



泉 喜美代
七城町水次1395
☎ (24) 3356

旭志



松永とし子
旭志新明2244-3
☎ (37) 2086



工藤鐵雄
旭志麓2525
☎ (37) 2874

泗水



水上明孝
旭志弁利1935-7
☎ (37) 3035



吉井紘正
泗水町永3376
☎ (38) 3085



三浦京子
泗水町吉富1932-1
☎ (38) 4362



野村賢一
泗水町田島1924
☎ (38) 3212

問い合わせ先

- ・人権啓発課
- ・七城総合支所 総務振興課
- ・旭志総合支所 総務振興課
- ・泗水総合支所 総務振興課